一般社団法人日本家政学会九州支部賞授賞内規

（目的）

本支部は、家政学発展に寄与及び若手研究者の育成のために、九州支部所属の若手会員に対し、支部賞を授与する。

（資格）

１．年齢は、満45歳未満（掲載された年度の4月1日現在）とする。

２．授賞対象は、前年度に刊行された日本家政学会誌の1月号‐12月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。

（申請手続き）

１．授賞候補者は、支部会員からの推薦及び自薦による。

２．申請は、別に定める申請書を授賞年度の7月末日までに支部長に提出する。

（選考）

１．支部賞選考委員会を設置する。

２．選考委員は、支部常任幹事より3‐5名を支部役員会で選出する。

ただし、推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。

３．委員長は委員の互選による。

４．選考結果は、支部役員会に報告し、授賞候補者を決定する。

５．支部長は、書面をもって授賞候補者に通知する。

（表彰）

１．支部総会において賞状及び副賞を贈る。

２．費用は、表彰費をもって充てる。

（改廃）

本内規の改廃は、支部役員会の議を経て行う。

申し合わせ事項

１．複数の論文等が掲載された場合には、上位1位を対象とする。

２．副賞は、論文掲載費に当てることとし、上限を5万円とする。

ただし、役員会に諮り変更できるものとする。

３．対象になった論文を支部大会において口頭発表する。

４．申請書は別に定める。推薦書の形式は問わない。

５．授賞者数は、年若干名とする。

附則　本内規は、平成15年10月18日から施行する。

　　　改正　平成24年9月28日

　　　　　　令和元年10月5日